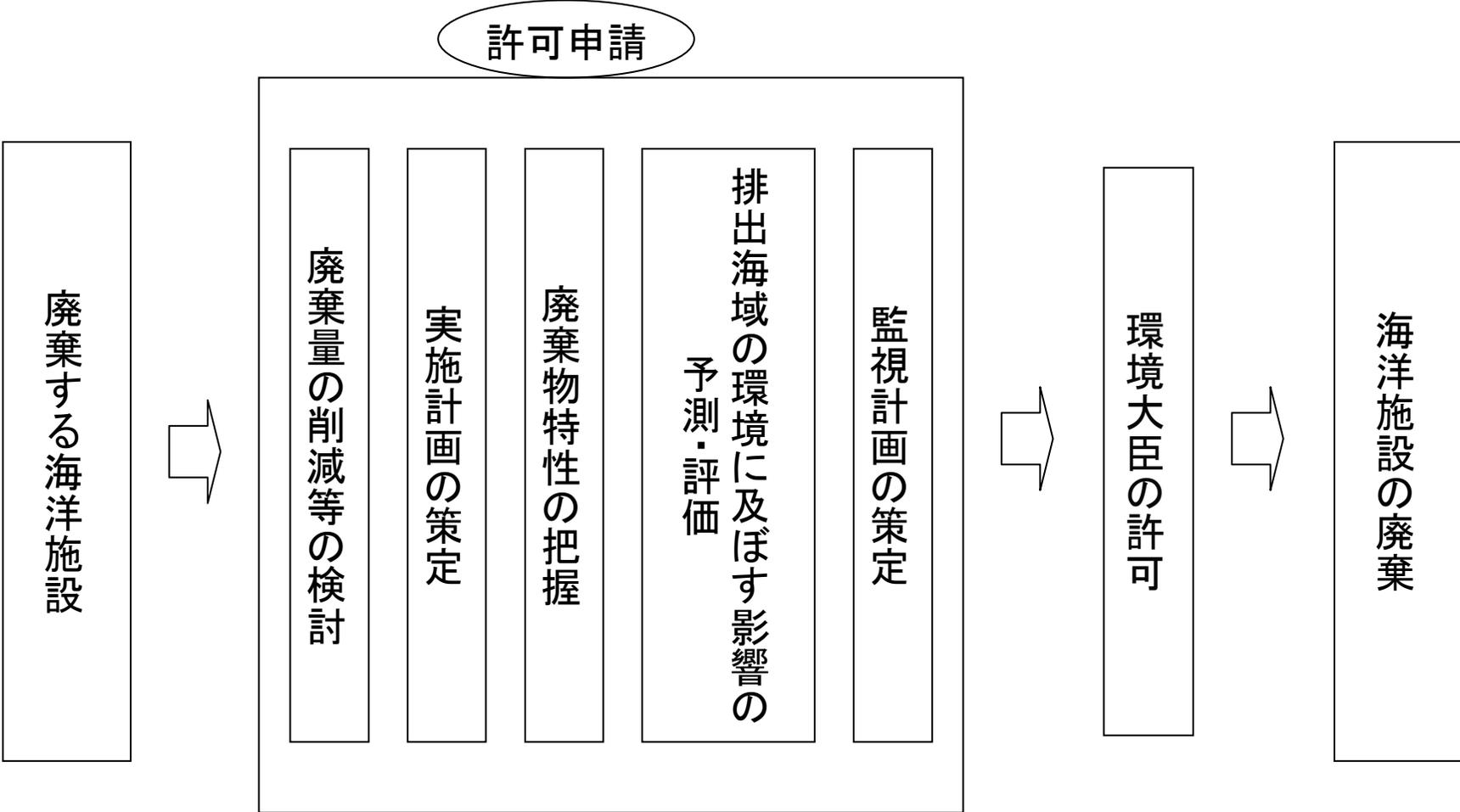


# 改正法の概要

(別紙3)



① 環境大臣の許可

海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

② 許可手続

イ. 環境大臣に以下の事項を記載した許可申請書を提出。

a. 氏名、名称、住所等

b. 海洋に捨てようとする海洋施設の概要

c. 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画

d. 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

ロ. 許可申請書には以下の書類を添付。

a. 海洋環境に及ぼす影響の事前評価結果を記載した書類

b. 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないことを説明する書類

ハ. 提出された申請書を縦覧、環境大臣による意見聴取(一か月間)。

二. 事前評価結果、提出された意見の内容等を踏まえ、環境大臣が審査・許可。

③ 廃棄海域の監視

海洋施設廃棄の許可を受けた者は、監視に関する計画に従い、廃棄物の廃棄海域の汚染状況を監視し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。